３８０２１７

令和７年度第２回作業環境測定士試験
（労働衛生関係法令）

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

〔注意事項〕

１　解答方法

（１）　解答は、別の解答用紙に記入（マーク）してください。

（２）　使用できる鉛筆（シャープペンシル可）は、「ＨＢ」又は「Ｂ」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。

（３）　解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。

（４）　解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。

（５）　問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入（マーク）したもの、判読が困難なものは、得点としません。

（６）　計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

２　受験票には、何も記入しないでください。

３　試験時間は１時間で、試験問題は問１～問２０です。

４　試験開始後、３０分以内は退室できません。
試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。
試験監督員が席まで伺います。
なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

５　試験問題はお持ち帰りください。

問　１　労働安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

１　医師、歯科医師及び労働衛生コンサルタントについては、衛生管理者免許を有していない者であっても、衛生管理者として選任することができる。

２　常時使用する労働者数が、2000人を超え3000人以下である事業場においては、衛生管理者を５人以上選任しなければならない。

◯　３　２人以上の衛生管理者を選任する必要がある事業場においては、そのうち１人を専任の衛生管理者としなければならない。

４　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場においては、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

５　常時3000人を超える労働者を使用する事業場においては、２人以上の産業医を選任しなければならない。

問　２　事業場における化学物質管理に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

１　リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場においては、常時使用する労働者数にかかわらず、化学物質管理者を選任しなければならない。

◯　２　リスクアセスメント対象物を製造している事業場において選任する化学物質管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから選任しなければならない。

３　化学物質管理者の選任は、化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行わなければならない。

４　化学物質による災害が発生した事業場のうち、化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあるものとして所轄労働基準監督署長から化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示されたものは、遅滞なく、化学物質管理専門家から当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施しうる望ましい改善措置に関する助言を受けなければならない。

５　作業環境測定士として登録を受け、その後６年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、化学物質管理専門家となることができる。

問　３　次の業務に労働者をつかせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

１　設備による注水又は注油をしながら行う作業を除く特定粉じん作業に係る業務

２　石綿使用建築物等解体等作業に係る業務

３　廃棄物の焼却施設に設置された集じん機等の設備の保守点検等の業務

◯　４　特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務

５　酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

問　４　国内で使用される次の呼吸用保護具を製造したとき、法令上、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式検定を受けなければならないものに該当しないものはどれか。

１　使い捨て式防じんマスク
２　吸気補助具付き防じんマスク
３　有機ガス用防毒マスク
４　ハロゲンガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
◯　５　送気マスク

問　５　作業主任者に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

１　作業主任者のうち、高圧室内作業主任者は、都道府県労働局長の免許を受けた者でなければならない。
２　作業主任者となるための技能講習には、学科講習のみによって行われるものと、学科講習及び実技講習によって行われるものがある。
３　エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者は、管理区域ごとに選任しなければならない。
４　新たに職長として職務につくこととなった作業主任者に対しては、安全又は衛生のための教育を行う必要はない。
◯　５　作業主任者のうちから事業者が指名した者を衛生委員会の委員としなければならない。

問　６　作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

1　作業環境測定士試験に合格し、かつ、登録講習機関が行う講習を修了した者は、作業環境測定士となる資格を有する。

2　作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、指定登録機関に備えられた作業環境測定士名簿に、所定の事項について登録を受けなければならない。

○　3　放射性物質に係る登録のみを受けた第１種作業環境測定士は、光散乱方式による相対濃度計を用いた鉱物性粉じんに係る作業環境測定を行うことはできない。

4　第２種作業環境測定士は、検知管方式による測定機器を用いた分析の業務を行うことができる。

5　著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルに係る作業環境測定は、作業環境測定士でない者が行うことができる。

問　７　法令により、定期に作業環境測定を行うべき作業環境測定対象Ⓐ、測定頻度Ⓑ及び記録の保存期間Ⓒの組合せとして、誤っているものはどれか。

		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
	1	空気中の鉛の濃度	１年以内ごとに１回	３年
	2	空気中のニッケル化合物の濃度	６か月以内ごとに１回	30年
	3	空気中の二硫化炭素の濃度	６か月以内ごとに１回	３年
○	4	空気中のメチルエチルケトンの濃度	６か月以内ごとに１回	30年
	5	空気中のベンゼンの濃度	６か月以内ごとに１回	30年

問　８　次の有害物質、有害要因等の測定のうち、法令上、誤っているものはどれか。

１　溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場については、半月以内ごとに１回、定期に、当該作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。

２　冷凍庫で、労働者がその内部で作業を行うものについては、半月以内ごとに１回、定期に、当該作業場における気温及び湿度を測定しなければならない。

３　気温が28℃をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場については、半月以内ごとに１回、定期に、当該作業場における気温を測定しなければならない。

４　中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについては、２か月以内ごとに１回、定期に、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率を測定しなければならない。

○ ５　著しい振動を発生させる振動工具については、６か月以内ごとに１回、定期に、当該振動工具の周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値を測定しなければならない。

問　９　個人サンプリング法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

１　作業環境測定士試験に合格した者が、個人サンプリング法について登録を受けるためには、登録講習機関が行う講習において、個人サンプリング法に係る講習の科目を受講しなければならない。

〇 ２　有機溶剤に係る登録のみを受けた第１種作業環境測定士であって、個人サンプリング法について登録を受けた者は、特定化学物質に係る個人サンプリング法によるデザイン及びサンプリングを行うことができない。

３　特定化学物質の濃度の測定のうち、特別有機溶剤は、その種類及び作業方法にかかわらず個人サンプリング法の対象となるが、その他の特定化学物質の中には、個人サンプリング法の対象とならないものがある。

４　放射性物質取扱作業室における放射性物質の濃度の測定は、個人サンプリング法の対象とならない。

５　測定対象物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがない場合には、個人サンプリング法においても検知管方式による測定機器を使用することができる測定対象物がある。

問１０　作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

１　炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場において、炭酸ガス濃度を測定する際の測定点は、切羽と坑口との間に坑の分岐点がある場合を除き、切羽と坑口との中間の位置及び切羽に、それぞれ１以上としなければならない。

２　暑熱の屋内作業場における気温及び湿度の測定の測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央部の床上 50 cm 以上 150 cm 以下の位置に、１以上としなければならない。

３　著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルの測定においては、単位作業場所が著しく狭い場合であって、当該単位作業場所における等価騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなときは、測定点を５未満とすることができる。

○　４　一つの測定点における鉱物性粉じんの試料空気の採取時間は、測定方法にかかわらず、10分間以上でなければならない。

５　冷却凝縮捕集方法は、ガス状の放射性物質を捕集する場合のみに行うことができる捕集方法である。

問１１　作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

１　A 測定と B 測定を行った場合、第１管理区分となるのは、A 測定の第１評価値とB 測定の測定値がいずれも管理濃度よりも小さい場合のみである。

○　２　連続する２作業日について、２作業日ともに２以上の測定点において B 測定を行った場合、１日目の最大値と２日目の最大値の算術平均値をB 測定の測定値とする。

３　C 測定のみを行った場合、C 測定の第２評価値が管理濃度を超えていれば、第１評価値にかかわらず、第３管理区分となる。

４　C 測定と D 測定を行った場合、C 測定の第１評価値が管理濃度以上であり、第２評価値が管理濃度以下であれば、D 測定値が管理濃度よりも小さくても、第２管理区分となる。

５　石綿は、５ μm 以上の繊維のみが作業環境評価の対象となる。

問１２　特定化学物質の区分等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

◯ １　特定化学物質を含有する製剤その他の物のうち、特定化学物質の含有量が重量の５％以下のものは、特定化学物質に該当しない。

２　オーラミン等に該当する物質は、全て特別管理物質である。

３　特定第２類物質及びオーラミン等をあわせて特定第２類物質等という。

４　ベリリウム及びその化合物は、第１類物質である。

５　インジウム化合物は、第２類物質である。

問１３　特定化学物質障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

◯ １　第１類物質を製造し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２　シアン化ナトリウム又はシアン化カリウムを含有する排液については、酸化・還元方式、活性汚泥方式又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。

３　特定化学設備を使用する作業に労働者を従事させるときは、所定の事項について、当該特定化学設備において取り扱う物質の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わせなければならない。

４　特別有機溶剤業務に係る特定化学物質作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならない。

５　第３類物質が漏えいした場合において、労働者が当該第３類物質により汚染され、又は当該第３類物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

問１４　有機溶剤を次に示す重量の割合で含有する混合物が該当する有機溶剤等の区分について、誤っているものは下のうちどれか。

		第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等	有機溶剤等の区分
	1	６％	１％	50％	第１種有機溶剤等
	2	４％	２％	60％	第２種有機溶剤等
	3	３％	３％	70％	第２種有機溶剤等
	4	１％	３％	80％	第３種有機溶剤等
○	5	１％	５％	90％	第３種有機溶剤等

問１５　有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

１　第２種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う場合に、法令に基づき設置する局所排気装置のフードを囲い式フードとするときは、当該局所排気装置は、0.４m/sの制御風速を出し得る能力を有するものとしなければならない。

２　法令に基づき設置した換気装置のうち、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置は定期自主検査の対象であるが、全体換気装置はその対象ではない。

○　３　通風が不十分な屋内作業場において、第１種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行うときは、当該業務に従事する労働者に、送気マスクを使用させなければならない。

４　第３種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う屋内作業場については、通風が不十分な作業場であっても、作業環境測定を行う必要はない。

５　有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、医師による特別の項目について、定期の健康診断を行ったときは、常時使用する労働者数及び有機溶剤業務に常時従事する労働者数にかかわらず、遅滞なく、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問１６　電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

１　エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務は、当該業務に労働者をつかせるときに、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない業務に該当する。

２　透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、６か月を超える期間使用しない場合を除き、６か月以内ごとに１回、定期に、線源容器のしゃへい能力の異常の有無について自主検査を行い、その結果等を記録し、これを３年間保存しなければならない。

〇 ３　放射性物質取扱作業室において、密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行うときは、放射性物質取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、放射性物質取扱作業主任者を選任しなければならない。

４　放射線業務従事者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、最も多く放射線にさらされるおそれのある身体の部位に応じて、複数の部位に放射線測定器を装着して行わなければならない場合がある。

５　放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対しては、６か月以内ごとに１回、定期に、所定の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき、電離放射線健康診断個人票を作成し、これを、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときを除き、30年間保存しなければならない。

問１７　粉じん障害防止規則及びじん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

〇 １　法令に基づき設置する局所排気装置及びプッシュプル型換気装置には全て除じん装置を設けなければならない。

２　法令に基づき設置した除じん装置については、１年を超える期間使用しない場合を除き、１年以内ごとに１回、定期に、自主検査を行い、その結果等を記録し、これを３年間保存しなければならない。

３　常時特定粉じん作業を行う屋内作業場について、法令に基づく作業環境測定を行ったときは、その都度、所定の事項を記録して、これを７年間保存しなければならない。

４　粉じん作業を行う坑内作業場のうち、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものにおいては、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難な場合を除き、半月以内ごとに１回、定期に、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定し、その都度、所定の事項を記録して、これを７年間保存しなければならない。

５　じん肺健康診断の結果、じん肺管理区分が管理１とされる者は、じん肺の所見がないと認められる者である。

問１８　石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

１　石綿の分析の業務に労働者をつかせるときに、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行う必要はない。

２　石綿作業主任者の職務には、作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染されないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること、保護具の使用状況を監視することが含まれる。

３　石綿等を常時取り扱う作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日１回以上、掃除を行わなければならない。

◯ ４　石綿等を取り扱う屋内作業場について作業環境測定を行うときは、取り扱う石綿の種類が明らかな場合を除き、エックス線回折分析法により石綿の種類を分析しなければならない。

５　石綿健康診断を受診した労働者に係る石綿健康診断個人票については、当該労働者が当該事業場において、石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に、常時従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。

問１９　酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

１　炭酸水を湧出している地層に接しているたて坑の内部における作業は、第１種酸素欠乏危険作業である。

○ ２　硫化鉱を入れてある貯蔵施設の内部における作業は、第２種酸素欠乏危険作業である。

３　第１種酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場における空気中の酸素の濃度を測定するため必要な測定器具を備え、又は容易に利用できるような措置を講じておかなければならない。

４　第２種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者が行わなければならない事項には、第２種酸素欠乏危険作業を行う場所について、その日の作業を開始する前に、当該作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定することがある。

５　通風が不十分な場所において、アルゴン、ヘリウム等を使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上に保つよう換気し、又は労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。

問２０　鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

◯ １　鉛化合物とは、鉛と鉛以外の化学物質との化合物で、鉛を当該化合物の重量の10％以上含有するものをいう。

２　鉛業務に労働者を従事させるときは、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、爪ブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、当該労働者にこれらを使用させなければならない。

３　法令に基づき設置する局所排気装置の除じん装置は、ろ過除じん方式又はこれと同等以上の性能を有するものとしなければならない。

４　鉛作業主任者の職務には、法令に基づき設置した局所排気装置を毎週１回以上点検することが含まれる。

５　鉛業務に係る健康診断結果に基づき作成した鉛健康診断個人票については、５年間保存しなければならない。

（終　り）